

松阪市測量・調査業務委託に係る資格者認定基準

| 業 務 種 別 | 作 業 種 別 | 作業における対象者 | | | 資 格 者 認 定 基 準 |
|-------------------|----------------|------------------|----------------|---------------|--|
| | | 契約条項 (届出者) | 共通仕様書 (資格者) | 検査要綱 (立会者) | |
| 測 量 業 務 者 | 測量作業共通仕様書の業務 | 管理技術者 (主任技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | 測量士資格取得者 |
| 建 設 コ ン サ ル タ ン ト | 設計業務委託共通仕様書の業務 | 管理技術者 | 管理技術者 | 管理技術者 | <p>建設コンサルタント登録規程の各登録部門が指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士 建築士法により免許を受け、かつ、建設コンサルタント登録規程の都市計画及び地方計画部門の5年以上の実務経験により登録された1級建築士 建設コンサルタント登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により登録された技術士等の技術管理者 その他の資格者</p> <p>(1) 建設環境部門にあっては、衛生工学部門で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（濃度関係）の登録をした者又は応用理学部門（選択科目：物理及び化学）で登録した技術士で、かつ、計量法により環境計量士（騒音・振動関係）で登録をした者</p> <p>(2) 下水道部門にあっては、日本下水道事業団法施行令により認定された第1種下水道技術検定合格者で、かつ、5年以上の実務経験者 （社）建設コンサルタンツ協会により各専門部門で登録されたRCCM</p> |

| 業 務 種 別 | 作 業 種 別 | 作業における対象者 | | | 資 格 者 認 定 基 準 |
|--|--|----------------------|----------------|---------------|---|
| | | 契約条項 (届出者) | 共通仕様書 (資格者) | 検査要綱 (立会者) | |
| 補 用 地 コ ン サ ル タ ン ト 等 | 土地調査部門 土地の権利者の氏名、住所及び土地の所在、地目、面積等並びに権利の種類、内容の調査等 〔測量法第3条に規定する測量を含まない。〕 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | <p>補償コンサルタント登録規定により各登録部門で補償業務管理者として登録をされた者 (社)日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理士で、かつ、(財)公共用地補償機構が行う補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修の修了者 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士</p> <p>その他の資格者及び実務経験者</p> <p>(1)各補償業務に関し7年以上の実務経験者</p> <p>(2)補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験者</p> <p>(3)各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関して1年以上の実務経験を有する次の各号に該当する資格者</p> <p>ア土地調査部門(用地測量と併せて発注する場合) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>イ土地評価部門 不動産鑑定士</p> <p>ウ物件部門</p> <p>(ア)木造建物調査及び木造特殊建物調査 1級、2級及び木造建築士</p> <p>(イ)非木造建物調査又は移転工法及び予備調査 1級建築士</p> <p>(ウ)簡易な工作物及び立竹木調査(用地測量と併せて発注する場合。ただし、積算業務を除く。) 測量業務の資格者認定基準に該当する測量士</p> <p>エ機械工作物部門 測量機械・生産設備に係る技術士</p> <p>オ営業補償部門 (営業補償に限る。) 公認会計士、税理士、中小企業診断士</p> <p>カ事業損失部門 各部門の事業損失の実務経験者</p> |
| | 土地評価部門 土地評価のための同一状況地域の区分等 残地等の損失補償の調査等 〔不動産の鑑定評価は含まない。〕 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |
| | 物件部門 木造建物、一般工作物、立木等の損失の調査等 木造建物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |
| | 機械工作物部門 機械工作物の調査等 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |
| | 営業補償・特殊補償部門 営業補償の調査等 漁業権等の削減等の調査等 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |
| | 事業損失部門 事業損失に関する調査等 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |
| | 補償関連部門 意向調査、生活再建調査等 補償説明等の調整等 事業認定申請図書の作成 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | |

| 業 務 種 別 | 作 業 種 別 | 作業における対象者 | | | 資 格 者 認 定 基 準 |
|----------------------------|--|----------------------|----------------|---------------|---|
| | | 契約条項 (届出者) | 共通仕様書 (資格者) | 検査要綱 (立会者) | |
| 地 質 調 査 業 務 地 質 調 査 業 者 | 〔コンサルタント 業務〕 地質概査 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | 地質調査業者登録に規程する技術部門(選択科目)で登録した技術士 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。) |
| | 〔現場における 調査業務〕 地質・土質等共通 仕様書の業務 (地質・土質調査・ 試験に関する業務) | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | 主任技術者 | 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 (社)全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士 実務経験者 (1)大学・高専で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学を修得し、かつ、8年以上の実務経験者 (2)高校で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む)建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ10年以上の実務経験者 (3)その他の者にあつては、12年以上の実務経験者 |
| 建 築 士 事 務 所 等 | 建築設計業務 | 管理技術者 (主任 技術者) | 主任技術者 | - | 1級建築士、2級建築士及び木造建築士 設備関係における資格者及び実務経験者 (1)建設部門、電気・電子部門、機械部門(選択科目:流体機械又は暖冷房及び冷凍機械)、水道部門及び衛生工学部門で登録した技術士 (2)建築設備資格者として登録された建築設備士 (3)建設業法による1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士又は(社)空気調和・衛生工学会の定める空気調和・衛生工学会設備士で、かつ、資格取得後6年以上の実務経験のある者 (4)電気事業法による第1種又は第2種電気主任技術者で、かつ、資格取得後12年以上の実務経験のある者 |

* 1 条件付き一般競争入札の発注公告に記載する「入札に参加できる者の資格要件」で求める配置技術者は、この資格者認定基準に該当する者とする。

* 2 この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に2以上の部門を担当した場合であっても、期間の重複は認めない。ただし、測量業務と用地測量等(4)ア及びウ(ウ)の重複のみ例外とする。